

認可地縁団体の告示や証明書の 代表者住所は「原則非表示」に

R8.10月
制度改正

代表者の個人情報保護の観点から地方自治法施行規則が改正されたことに伴い、令和8年10月1日から認可地縁団体の告示や証明書の代表者住所が原則非表示に変わります。「口座の名義変更」や「不動産の手続き」で証明書が必要な方は、特にご注意ください。なお、証明書への住所表示の必要性は、提出先にお問い合わせください。

3つの変更ポイント

① 証明書や告示の代表者住所が「原則非表示」に

証明書の住所は市町村名(例:「福知山市」)までとなります。

② 住所を入れるには「本人の来庁」または「委任状」が必要

代表者住所入り証明書が必要な場合、来庁者の本人確認書類に加え、意思確認のため「代表者本人の来庁」または「委任状を持った代理人の来庁」が必要です。

③ オンライン請求は「非表示」のみ

オンラインでは住所表示付きの証明書は発行できません。

住所が必要な方は必ず窓口へお願いします。



窓口に来られる方へ(ご注意ください)

- 証明書のマスキング処理のため、これまでよりも交付までにお時間をいただきます。
また、代理人請求の場合、確認作業でさらにお時間をいただきます。
 - ▶ 本人来庁、住所非表示: 20分程度
 - ▶ 代理人来庁かつ住所表示希望: 40分程度
- 代表者変更の届出が多い3~5月などはさらにお時間をいただく場合があります。
- あらかじめ下記へお電話をいただくと、通常よりも早く交付することができます。
- 登記手続きで過去の代表者住所を必要とするが死亡等により同意を得ることが困難な場合などは、担当課までご相談ください。